

野洲市エコトラック設置要項

(目的)

環境負荷低減にかかるボランティア活動等を支援するため、野洲市エコトラック（以下「エコトラック」という。）を配置し、野洲市内の団体等に貸与する。

(使用できる団体等)

エコトラックを使用できる者は、市内の各種団体（自治会・子ども会・PTA・市民団体等）又は法人（構成員が市内外の混合団体の場合は、原則として構成員の半数以上が市内の者で占める団体を市内の団体とする。）（以下「団体等」という。）とする。

(使用できる用途)

エコトラックを使用できる用途は、環境啓発・保全・美化活動や資源回収活動等、環境負荷を低減するためのボランティア活動。使用範囲は、市内を原則とする（政治・宗教・営利目的の活動には貸与しない。）。

(申請方法)

● 申請先

野洲市 環境経済部 環境課 エコライフ推進担当

電話 077-587-6003 FAX 077-587-3834 メール kankyou@city.yasu.lg.jp

※オンライン申請も可能です

<https://ttzk.graffer.jp/city-yasu/smart-apply/apply-procedure-alias/ecotra>



● 手続き

① 申請

エコトラックを使用しようとするもの（以下「使用者」という。）は、使用予定日の2か月前から2日前までの間に運転手の免許証の写しを添えて「野洲市エコトラック使用申請書兼誓約書」を市に提出する。

ただし、野洲市が公用自動車として使用する場合は、3か月以前から申し込めるものとする。1回当たりの使用日数は、原則として2日以内とする。

また、「又貸し」は、禁止する。

② 使用

使用者は、環境課において「野洲市エコトラック運転日誌（以下「運転日誌」という。）」

及び鍵を受け取り、交通事故のないよう使用すること。

休日又は執務時間外の使用の場合は、前日から「運転日誌」と鍵を借用できるものとする。

③ 返却

エコトラックは、指定の駐車区画へ駐車すること。

使用者は、以下の確認を行ったうえ、「運転日誌」と鍵を環境課に返却すること。ただし、開庁時間以外は日直又は保安員に返却すること。

【返却時の確認事項】

- ・車内及び荷台等の清掃
- ・施錠
- ・「運転日誌」の記入

(運転手)

運転できる者は、市団体等に所属している者で、普通免許を所有し、取得後1年を経過し、かつ、過去1年以内に交通事故経験のないことを要件とする。

(車の常駐場所)

市役所 駐車場

(事故の処理)

使用者は、運行中において事故が生じたときは、法令に基づく適切な処置をとるとともに、速やかに関係者、総務部総務課及び環境経済部環境課に報告しなければならない。

(事故等による損害賠償)

交通事故等による損害金については、エコトラックの自動車損害賠償責任保険、任意保険(対人・対物・搭乗者・車両)の補償範囲内とする。

(連絡先)

野洲市 環境経済部 環境課 エコライフ推進担当

電話 077-587-6003 FAX 077-587-3834